

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本赤十字労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 11 月 6 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

年末一時金等

平成 27 年 11 月 5 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北 海 道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター 室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青 森 県	八戸赤十字病院
岩 手 県	盛岡赤十字病院
宮 城 県	石巻赤十字病院
秋 田 県	秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター 広小路出張所
福 島 県	福島赤十字病院

埼玉県 さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所

千葉県 成田赤十字病院

東京都 日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院

神奈川県 相模原赤十字病院

富山県 富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院

山梨県 山梨赤十字病院

長野県 松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター諏訪出張所、長野県赤十字血液センター松本供給出張所、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院

三重県 伊勢赤十字病院及び伊勢赤十字老人保健施設

滋賀県 大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所

京都府 京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院

大阪府 大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院

兵庫県 兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所

和歌山県 日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所

島根県 松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院

広島県 広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島

県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液
センター福山供給出張所

山	口	県	山口赤十字病院
香	川	県	高松赤十字病院
高	知	県	高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤 十字血液センター本町出張所
福	岡	県	福岡赤十字病院
佐	賀	県	唐津赤十字病院
長	崎	県	日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫 早病院
大	分	県	大分赤十字病院
鹿	児	島	鹿児島赤十字病院
沖	縄	県	沖縄赤十字病院

